

仙台市防災・減災のまち推進条例の一部を改正する条例

仙台市防災・減災のまち推進条例（平成二十九年仙台市条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「昭和三十六年法律第二百二十三号」の下に「。次号、第六条及び第十一条第一項において「法」という。」を加え、同条第二号中「災害対策基本法」を「法」に改める。

第六条中「災害対策基本法」を「法」に改める。

第十一条の見出し中「災害時要援護者」を「要配慮者」に改め、同条第一項中「災害時要援護者（災害が発生した場合に、必要な情報を迅速かつ的確に入手し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動において第三者の支援を必要とする者をいう。以下この条を「要配慮者」（法第八条第二項第十七号に規定する要配慮者をいう。次項及び第三項）に改め、同条第二項及び第三項中「災害時要援護者」を「要配慮者」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。